

○奄美市本場奄美大島紬購入費等助成金交付要綱

平成28年4月1日告示第65号

改正

平成29年6月22日告示第70号

奄美市本場奄美大島紬購入費等助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本場奄美大島紬の生産及び販売の拡大を促進し、もって本場奄美大島紬の振興及び技術継承を図るため、本場奄美大島紬の反物を購入し、かつ、当該反物を使用して着物若しくは帯（以下「着物等」という。）又は洋服、小物その他着物以外のもの（以下「洋服等」という。）を仕立てた者に対し、その購入及び仕立てに係る費用（着物等の購入にあつては、帯、下駄その他の小物に係る購入費用を含む。以下「購入費等」という。）の一部について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の交付要件)

**第2条** 助成金の交付区分、助成金の交付対象となる反物（以下「対象反物」という。）の要件、助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）の要件、助成金の額及び助成金の交付回数は、次のとおりとする。

助成金の交付区分	対象反物の要件	交付対象者の要件（いずれの要件にも該当すること）	助成金の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	一の交付対象者に対する助成金の交付回数
新成人着物等助成	本場奄美大島紬協同組合（以下「紬組合」という。）の検査を合格し「地球印」の証紙が貼付された反物で、紬組合又は本場奄美大島紬販売協同組合（以	（1）対象反物を使用して新成人着物等（新成人が成人式に出席して着用するための着物等をいう。以下この表において同じ。）に仕立てた者であること。 （2）新成人又は新成人の親族で、かつ、奄美市民であるこ	対象反物の購入費等の100分の40に相当する額とし、20万円を限度額とする。	新成人着物等に係る一の新成人につき、1回限りとする。

	下「販売組合」という。)から購入したものであること。	と。 (3) 申請日において、市税の滞納がないこと。		
一般着物等助成	同上	(1) 対象反物を使用して新成人着物等以外の着物等に仕立てた者であること。 (2) 奄美市民であること。 (3) 申請日において、市税の滞納がないこと。	対象反物の購入費等の100分の20に相当する額とし、10万円を限度額とする。	一の年度につき、1回限りとする。
洋服等助成	同上	(1) 対象反物を使用して洋服等に仕立てた者であること。 (2) 奄美市民であること。 (3) 申請日において、市税の滞納がないこと。	対象反物の購入費等の100分の20に相当する額とし、5万円を限度額とする。	一の年度につき、1回限りとする。

(交付申請)

**第3条** 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、本場奄美大島紬購入費等助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 本市に住所を有していることが確認できる書類
- (3) 申請者に市税の滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第4条** 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、申請者に対し、本場奄美大島紬購入費等助成金交付決定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(実績報告)

**第5条** 申請者は、着物等又は洋服等の仕立てが完了したときは、当該年度の2月末日までに、本場奄美大島紬購入費等助成金実績報告書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
  - (2) 対象反物が紬組合の組合員が生産した本場奄美大島紬であることを証する書類
  - (3) 着物等又は洋服等の購入及び仕立てに要した費用の領収書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の額の確定)

**第6条** 市長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現品調査等を行い、交付決定内容に適合すると認めたときは、本場奄美大島紬購入費等助成金交付確定通知書(別記第4号様式)により交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(対象着物等の適切な管理等)

**第7条** 申請者は、第4条の規定による助成金の交付決定に係る対象着物等の防虫、湿気対策その他適切な管理等に努めるものとする。

2 申請者は、交付決定を受けた日から起算して5年を経過するまでは、対象着物等を第三者(申請者の属する世帯の者を除く。)に譲渡し、又は転売してはならない。

(助成金の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認める申請者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年6月22日告示第70号)

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。